

鳥取縣公報

目 次

○告 示

- 鳥取縣中小商工業資金融通損失補償規程中改正 一頁
- 蟻糞生產費調查指導員囑託及解囑 二頁

- 同 調查員 同 三頁

- 保險歯科醫指定 三頁

- 本年度後期甲種飛行豫科練習生 四頁

- 石灰販賣價格指定中改正 六頁

- 菜種種子配付 六頁

- 稻熱病豫防を徹底せよ 七頁

- 學校の團体旅行調整 七頁

- 水稻中耕除草の勧行 一〇頁

告 示

昭和十八年七月三十日 金曜日

第十四百五十五號

昭和十八年七月卅日

◆鳥取縣告示第三百九十九號

昭和十二年十二月鳥取縣告示第七百四十二號鳥取縣中小商工業資金融通損失補償規程中左ノ通改正ス

昭和十八年七月卅日

鳥取縣知事 武 島 一 義

第一條第二號中「中小商工業振興資金」及「中小商工業轉換資金」ヲ削リ「中小商工業金融疏通資金」ヲ加フ
第六條第一號中イヲ左ノ如ク改メロハニヲ削リホヲニ改ム

(イ) 生活必需品其ノ他重要物資ノ生産又ハ配給等ヲ行フ
モノ(企業整備ニ依ル新統合体ヲ含ム)但シ法人(組

合、小組合ヲ含ム)ニ在リテハ公稱資本金又ハ出資金五十萬圓以下ノモノ

同條第二號中(イ)ヲ左ノ如ク改ム

(イ) 個人ニ在リテハ五萬圓以内、法人ニ在リテハ十萬圓以内、企業整備上及事業ノ統制ノ必要上法令又ハ法令ニ基ク命令若ハ行政官廳ノ指導若ハ斡旋ニ基キ設立セラレタル法人ニ在リテハ二十萬圓以内

同條第三號中(イ)ヲ左ノ如ク改メ(ロ)ヲ削リハ(ヲ)ニ改ム

(イ) 個人又ハ法人(企業整備ニ依ル新統合体ヲ含ム)ニ對スル設備資金運轉資金及舊債ノ借換資金

同條第四號ヲ左ノ如ク改ム

四 債還方法及期限

十箇年以内ノ年賦、半年賦、月賦及定期償還(三箇年以内ノ据置期間ヲ含ム)

同條第五號中「年六分以内」ヲ「年五分二厘以内」ニ改ム

第二號ノ一樣式別紙五中「中小商工業振興資金」及「中小商工業轉換資金」ヲ削リ「中小商工業金融流通資金」ヲ加

へ同六中「固定資金」ヲ「設備資金」ニ改ム
同様式(注意事項)中「ノ(3)(4)(5)ヲ削リ同三ノ(1)中「固定資金」ヲ「設備資金」ニ改メ(3)ヲ削リ同五ノ(1)中「日賦」ヲ削ル

第三號様式別紙一中「振興資金」ノ前ニ一欄ヲ設ケ「金融流通資金」トシ同三中「中小商工業振興資金」ノ前ニ一欄ヲ設ケ「中小商工業金融流通資金」トス

同様式(注意事項)七中「本表中「資金名」欄ニ」ノ次ニ「金融流通資金トアルハ中小商工業金融流通資金」ヲ加

フ

◆鳥取縣告示第四百號

蠶糸生產費調查指導員左ノ通囑託及解囑アリタリ

昭和十八年七月卅日

鳥取縣知事 武 島 一 義

同條第十八年七月十九日囑託

同條第十八年七月十九日解囑

囑託、解囑年月日	擔當事務	執務場所	官位	勤功職氏	名
同條第十八年七月十九日囑託	蠶糸生產費調查員左ノ通囑託及解囑アリタリ	蠶糸生產費調查員左ノ通囑託及解囑アリタリ	鳥取縣廳農務課	鳥取縣技手	長谷川 真
番號	氏名	官位	勤功職氏	名	
第五號	吉田芳男	吉田芳男	吉田芳男	吉田芳男	吉田芳男
郵上宣夫	昭和十八年七月二十四日	島義	島義	島義	島義

◆鳥取縣告示第四百一號

蠶糸生產費調查員左ノ通囑託及解囑アリタリ

昭和十八年七月卅日

鳥取縣知事 武 島 一 義

囑託セラレタル蠶糸生產費調查員氏名	解囑セラレタル蠶糸生產費調查員氏名	擔當調查養蠶業者	囑託、解囑年月日
吉田芳男	井上善雄	鳥取縣廳農務課	昭和十八年七月二十四日
第五號	郵上宣夫	鳥取縣技手	昭和十八年七月二十四日
島義		吉田芳男	

◆鳥取縣告示第四百二號

鳥取縣公報 第十四百五十五號

昭和十八年七月三十日

(第三種郵便物認可)

健康保險法、國民健康保險法並ニ船員保險法ニ基ク保險醫トシテ左ノ齒科醫ヲ指定セリ

昭和十八年七月卅日

00219

鳥取縣知事 武島一義

診療所々在地	江原恒雄	昭和十八年七月廿六日
--------	------	------------

◆鳥取縣告示第四百三號

昭和十八年七月六日鳥取縣告示第三百五十三號昭和十二年海軍省令第十號ニ依リ徵募セラル昭和十八年度後期甲種飛行豫科練習生徵募要項中左ノ通改正セラル

昭和十八年七月卅日

鳥取縣知事 武島一義

第三徵募檢查

檢査場			檢査期日		
			昭和十八年八月二日	昭和十八年八月三日	昭和十八年八月四日
鳥取市吉方町			身體檢查		
修立國民學校			學力試驗		
同	同	同	數學、物理 象、國漢文、地理 歴史、口答試問	米子中學校一部（五年生） 米子工業學校、境中學校 鳥取第一中學校、鳥取第二中學校 鳥取商業學校、鳥取工業學校 倉吉中學校、育英中學校、倉吉商業學校 倉吉農學校、智頭農林學校 米子中學校一部（三年生、四年生） 米子商鑑學校、日野農林學校其ノ他	上記區分ニ依リ關係學校在學生並ニ出身者出頭者 スルモノトス
七日	六日	五日			

備考 檢查開始時刻八午前八時トス

◆鳥取縣告示第四百四號

昭和十七年四月鳥取縣告示第百八十三號（生石灰及消石灰ノ最高販賣價格指定ノ件）中左ノ通改正ス

昭和十八年七月卅日

鳥取縣知事 武 島 一 義

昭和十八年七月卅日

鳥取縣知事 武 島 一 義

菜種種子配付規程第三條ニヨリ本年配付スペキ菜種種子數量左ノ通配付ス

品種	名	數	量
菜種農林四號	三石七斗		
稻熟病防治を徹底せよ			
刻下急遽全力集中を要す			
穂頭報			

るから、各農家は衷心協力してその萬全を期せられたいものである。

分蘖期、發病初期のもの、發生の兆あるもの、抵抗性の弱い品種、莖素過用のもの等に對し、銅製劑一斗

又は二號液一袋を水八斗乃至一石に薄め反當六斗乃至八斗を目標として一一二回撒布する。

▽穂頭イモチ豫防

穂孕期 出穗一週間乃至十日前に撒布

穂抽期 (開花終了後) 穗頭熱病發生田及び發生の處ある

田に銅製劑液又は八斗式過石灰ボルドウ液を撒布する。

(農務課)

00222

00221

◆鳥取縣告示第四百五號

本年は六月初旬以降の不順な天候に災されて局部に苗稻熱病の大發生を見、その後天候は良好となつたが本田に於ける稲稻熱病の發生が各地にあつて蔓延猖獗の状況にあるので、急速にその防除に全力を集中して被害の輕減に努め生産目標達成に齟齬なきを期せねばならぬ。

縣に於ては各市町村農會を通じて各食糧增產實行共勵委員を指導し、これを首班とする防除班を組織して共同一齊防除を實施し、藥劑噴霧機等の防除資材の手配をなし、藥劑撒布に便ぜしめる等種々の措置を講じてその徹底を期せしめてゐ

學校の團體旅行

貨客の重點輸送に鑑み調整

敵米國の反攻は漸く激しく、西南太平洋を初め各地の戰況は刻々と苛烈さを増し、我が海上輸送また益々緊迫して船舶の需要日と共に重大性を加へてゐるので、近海の輸送は極力これを陸上交通機關に俟たねばならぬこととなり、最近陸運の多忙特に熾烈となつて「鐵道も戰つてゐる」ことは衆知の如くである。從つて國民はよくこの點を了知して能ふ限り貨客の輸送を抑制し圓滑なる輸送に協力しなければならぬ。これに鑑み今回學校の團體旅行を調整することとなつた、學徒録成の實施上に於ても種々陸運機關を利用すべきことが極めて多いが、右事情に鑑み是非必要のもののみに止めねばならない。學校に於ては既にこの趣旨に鑑み各種會合旅行等を抑制しつゝあるのであるが、今回學徒戰時動員体制の確立せられると共に一面陸運が調整せらるゝ、貨物旅客の重點輸送が一段と強化せられるに伴ひ、學校の教職員生徒兒童をして一層時局の要請に即應せしめる爲、今後その旅行及び各種會合等については不用不急のも

のは禁止して眞に緊要缺く能はざるもののみにつきこれが輸送を調整確保することとなり、文部省よりの通牒に基き左の通り實施することとなつた。

尙、團體割引は軍事教練及び戰力增强等に協力すべき勤勞作業等の爲にする旅行に限り取扱ひをなすことになつてゐる。

◇ 教職員生徒兒童の旅行及各種會合の取扱

一 教職員生徒兒童の團體旅行は左記の如く、學徒戰時動員上及教育上正科として實施する等真に必要缺くべきものに付實施せしむること

(一) 學徒戰時動員上の必要に基き實施すべきもの
イ 國民勤労報國協力令に依り學校報國際派遣の爲に

するもの

ロ 食糧增産、國防施設建設、繁要物資生產輸送力増強等に對する學徒勤労作業實施の爲にするもの

ハ 防空訓練及戰時訓練實施の爲にするもの(航空、

鍊成上之必要に鑑み實施時期又は當該路線の輻輳狀況等を考慮の上實施せしむること

(一) 時期を限定して實施せしむべきもの
イ 虚弱生徒兒童の養護、鍛錬の爲にするもの(健康修鍊の爲にするものを含む)

林間學校及臨海學校の開設等

(二) 當該路線の輻輳狀況を考慮の上實施せしむべきもの
イ 國民學校高等科兒童の伊勢神宮等參拜の爲にするもの(但し近接府縣所在の學校にして私設鐵道等を利用し右旅行實施可能なる場合に於ては、情況に依り國民學校初等科兒童の右旅行を實施せしむるも差支なきこと)

三 團體旅行に非ざる小人數の旅行と雖も學校又は學校報國團等に於て計畫實施するものに付ては、前記各項に準習會等に參加の爲にするもの
(三) 其の他教育上必要已むを得ざるもの
ハ 工業、農業、水產等の學校に於て必要とする特殊工場、事業場等に於て教育實習等を實施の爲にするもの
國道府縣の主催又は本省に於て許可したる大會總會講

二 前項に掲ぐるもの、外左記種類のものに付ては、學徒習會等に參加の爲にするもの

じて取扱ひ、單なる見學、視察訪問等の爲にする旅行は嚴に禁止すること

00225

而してこれら教職員生徒兒童の團体旅行實施に當つては、豫めその實施計畫を提出して許可を得た上實施するのであつて、これについては別に鐵道機關に對し、實施期三十一五月のものは一月末、六一八月のものは四月末、九一十一月のものは七月末、十二一月のものは十月末迄に輸送申込を要し（本年度は第三期の實施計畫より實施）尙輸送申込をなした旅行につき月間實施計畫を樹立して、實施二ヶ月前迄に期日、列車等詳細なる日程を作つて輸送申込を要する。但し國民勤労報國協力令によるもの其の他國家緊急の要請に基き生産增强等に協力する爲急を要するものについては、其の都度鐵道機關と速に協議するのである。

(教 學 課)

稻の移植後に於て中耕除草の作業を適期に必要回數實行することは、米穀增産上頗る重要である爲、政府に於ては全國的に中耕除草の完遂運動を行ふこととなり、鳥取縣に於ても七月十五日より八月十五日迄を實施期間としてこれが實行の徹底を圖り、以て米穀生産計畫數量の達成を期してゐるのであつて、切に各農家の勵行を期待する次第である。

(一) 市町村農會に於て行ふ事項

(1) 部落農事實行組合長、食糧增產實行共勵委員、及び農業增產報國推進隊員を招集し、部落別に實施週間を

設定せしめ、實施方法勞力等に關する具体的計畫を樹立せしめる。

(2) 市町村を區域とする關係各官公衙、學校、團體等の幹部を招集して本運動に協力を求め、特に勞力對策について遺漏なからしめる。

(3) 市町村指導部は實施週間中隨時出動して指導督勵をなすと共に、過怠者の圃場には赤札を立て、組合長となすと共に、過怠者の圃場には赤札を立て、組合長と

(二) 協議の上善後策をなさしめる。
部落に於て行ふ事項

- (1) 組合長は組合員を招集し、趣旨の普及を圖ると共に部落員に之が勵行申合せをなさしめ、強き實行を促す。
- (2) 本運動實行の不可能な農家にありては部落に於て共同作業により完遂を期する。

○水稻本田中耕除草實施週間 (縣下標準)

地域	第一回除草	第二回	第三回	第四回
因幡平坦部	自七月五日至七月二十五日	自七月五日至七月二十五日	自七月五日至七月二十五日	自八月四日至八月二十五日
伯耆平坦部	自七月六日至七月二十二日	自七月六日至七月二十二日	自七月六日至七月二十二日	自八月五日至八月二十一日
因幡山間部	自七月七日至七月二十四日	自七月七日至七月二十四日	自七月七日至七月二十四日	自七月二十五日至八月七日
伯耆山間部	自七月六日至七月二十四日	自七月六日至七月二十四日	自七月六日至七月二十四日	自八月三日至八月九日
奥山間部	自七月六日至七月二十四日	自七月六日至七月二十四日	自七月六日至七月二十四日	自七月二四日至七月三十日

00226

注 意

第一回除草 中耕除草機使用(縦横)播種後七一〇〇

日目に着手

第二回除草 手取り(根元搔き)第一回終了後一〇〇〇

日目

分蘖初期に稻の根元を搔別け、膨軟にして分蘖を助長旺盛ならしむ

第三回除草 中耕除草機使用(縦横)第二回終了後一〇〇〇

一〇〇日目

第四回除草 手取り(止草)第三回終了後一〇〇日目

町壁に取り上げ、草種を次年に残さぬ

やう努める

同一地域内でも市町村及び部落に於て相違するか

ら郡農會市町村農會に於て協議決定すること

(農務課)

昭和十八年七月三十日印刷
昭和十八年七月三十日發行

島 取 縣 島 取 市 東 取 頭
島 取 縣 島 取 市 吉 方 町 前 田 印 刷 所
島 取 市 吉 方 町 前 田 印 刷 所
島 取 市 吉 方 町 前 田 印 刷 所

◎週報・寫眞週報掲載內容 (七月二十八日發行)

○八月の常會の手引

○一億第一線へ決線下海運問題

○改正された船員保險法

○普通船員になるには

○改進された船員保險法

○八月の常會の手引

○一億第一線へ決線下海運問題

○普通船員になるには

○改進された船員保險法